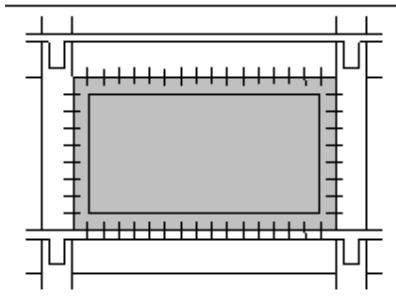


○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)

現 行	<p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>十四 あと施工アンカー(既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。)の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</p>
--------	---

○ 現行の基準では、あと施工アンカーは既存の鉄筋コンクリート造の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものに限定されている。



【補強】RC増設壁を設置する工法の例

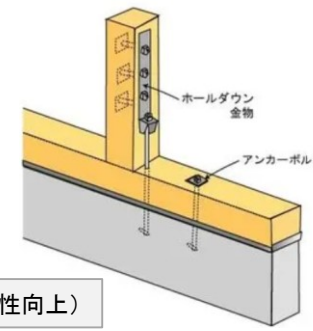


【補強】枠付き鉄骨ブレースを設置する工法の例

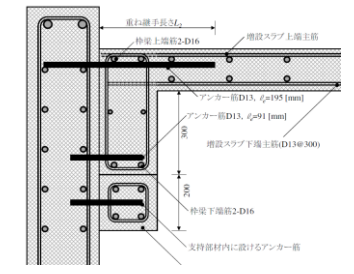
改 正 案	<p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>十四 鉄筋コンクリート造等の部材と<u>構造耐力上主要な部分である部材</u>との接合に用いるあと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</p> <p style="text-align: right;">※第二 特殊な材料強度 第十三号についても、同様の改正を実施。</p>
-------------	---

○ 増改築や新築において、補強以外の用途にあと施工アンカーを使用することが可能。

- 例)【新 築】施工精度を要する箇所 など
- 【増改築】床スラブ増設に伴う定着筋への適用 など



【新築】施工精度を要する箇所(施工性向上)



【増改築】床スラブ増設時の適用例